

売払契約一般条項

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書に基づき、仕様書、図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところにより、契約金額を納付期限までに納付するとともに、契約書に定める搬出期限までに対象物品を搬出し、甲は、対象物品を乙に引渡すものとする。

(代金)

第 2 条 契約金額をもって、乙が支払う代金の金額とする。

(債務の引受け等の承認等)

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

(代理人の届出)

第 4 条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(下請負)

第 5 条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(秘密の保全)

第 6 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用してはならない。

- 2 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。

(延滞金)

第7条 乙は、代金を期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの期間につき、年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(対象物品の搬出)

第8条 乙は、代金納付後、甲に代金の納付を証明する書類等を提示し、対象物品の引き取りを行うものとする。

2 前項に規定する対象物件の引き取りは、特に仕様書に定めがある場合を除き、乙が代金を納付した日から、努めて10営業日以内とする。

3 乙は、第1項に規定する契約物件を引き取る場合は、引取予定期日その他必要事項を予め甲と調整しなければならない。

4 品目及び数量は、甲及び乙の立ち会いの上、確認する。ただし、船舶等の重量品で、数量の確認がその場で困難な場合は、これを省略することができる。

5 契約締結後、乙が対象物品を引き取るまでの期間は、乙が自ら管理する場合を除き、甲は、善良な管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。

6 搬出に要する費用は、乙の負担とする。

(履行の確認)

第9条 対象物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、その履行について甲の確認を受けなければ搬出できないものとする。

2 対象物品について、搬出先における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、その履行について甲の確認を受け又は履行後に甲の承認を得なければならない。

3 乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときには、甲に対しその理由を明らかにして、延期について承認を受けなければならない。

4 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、業務に支障がないと認めた場合には、延期について承認するも

のとする。

5 確認を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(所有権の移転)

第10条 対象物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(危険負担)

第11条 所有権移転前に、甲乙双方の責めに帰することができない理由により、対象物品を引き渡すことができなくなった場合は、甲は対象物品の引き渡しの義務を免れるものとし、乙はその代金の納付の義務を免れるものとする。

(契約の変更)

第12条 甲は、乙の対象物品の引き取りが完了するまでの間において必要がある場合は、対象物品の引取期限、引取場所、その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により代金の変更が生ずる場合は、乙は当該変更に関する見積書を速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第13条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により代金の変更に關して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が代金を履行期限までに納付しなかった場合
- (2) 乙が代金を納付することができなくなった場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
(契約解除に伴う違約金)

第16条 甲は、第14条第1項各号に該当し、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期間の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第17条 甲は前条により違約金を徴収し、又は同条第2項により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、

前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約解除に伴う損害賠償)

第18条 甲は、第14条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し期日までに対象物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 乙は、第15条に規定によるこの契約の全部又は一部の解除により、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することができる。

3 甲は、第16条第2項の規定により、超過分の損害につき、乙に賠償を請求することができる。

4 前各項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に行われなければならない。

(談合等の不正行為に対する措置の適用)

第19条 第20条及び第21条の規定は、全ての契約に適用する。

(談合等の不正行為に対する措置)

第20条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴

金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 第1項に基づく契約の解除は、第14条第2項によるものとみなす。この場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第21条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、前条に基づく契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項に規定する違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を追加の違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(公共事業からの暴力団排除の取組の適用)

第 2 2 条 第 2 3 条から第 2 8 条までの規定は、全ての契約に適用する。

(属性に基づく契約解除)

第 2 3 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報

察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することが

できる。

(損害賠償等)

第 27 条 甲は、第 20 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 20 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第 20 条、第 23 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 28 条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(調査)

第 29 条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調

査させることができる。

2 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項によるもののほか、この契約について必要がある場合は、乙に対し調査を実施することができる。

4 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第30条 この契約の履行については、この契約条項によるほか、特約条項及び特殊条項の定めるところによる。

2 特約条項及び特殊条項は契約条項に優先する。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。